

## 議案第5号関連資料

## 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

## 1 目的

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省エネ基準省令」という。）の一部改正に伴い低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料を新設します。
- (2) 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率及び高さに関する特例の認定又は許可に係る申請手数料を新設します。
- (3) 建築基準法その他法令の一部改正に伴う引用条項のずれ、その他規定の整備を図ります。

## 2 改正概要

## (1) 省エネ基準省令関係

## ① 低炭素建築物新築等計画の認定（誘導仕様基準）に係る申請手数料の新設

低炭素建築物新築等計画の認定の申請を審査する場合において、共同住宅の住戸部分における省エネ性能の審査手法に、従来の計算による適合確認に加え、あらかじめ決められた材料を使うことで計算が省略できる誘導仕様基準による適合確認が可能となったことから、当該審査の事務に係る手数料を新設します。この認定を受けることで、税制の優遇を受けることができます。

床面積		申請手数料
共同 住宅	300㎡未満	38,000円
	300㎡～2,000㎡未満	66,000円
	中略	中略
	50,000㎡超	915,000円

## ② 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（誘導仕様基準）に係る申請手数料の新設

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を審査する場合において、住宅における省エネ性能の審査手法に、上記①同様、従来の計算による適合確認に加え、誘導仕様基準による適合確認が可能となったことから、当該審査の事務に係る手数料を新設します。この認定を受けることで省エネ設備が設置されている部分の床面積を延べ面積の最大10%まで容積率の算定から除外できることとなります。

床面積		申請手数料
戸建	200㎡未満	20,000円
	200㎡超	22,000円
共同 住宅	300㎡未満	37,000円
	300㎡～2,000㎡	66,000円
	中略	中略
	50,000㎡超	940,000円

## (2) 建築基準法関係

### ① エコ給湯器など高効率給湯設備の設置による容積率緩和の認定に係る申請手数料の新設

共同住宅等においてエコ給湯器など高効率給湯設備等を設置する場合、その設置する部分の床面積を容積率対象から除外するには、これまで建築審査会の同意のうえ特定行政庁の許可が必要でしたが、省エネに資するものとして特定行政庁が認定した場合、建築審査会の同意を得ることなく容積率対象外にできることとなりました。この審査事務に係る手数料を新設します。

認定申請手数料：27,000円

### ② 絶対高さを超えて太陽光パネルなど省エネ設備を設置する場合の許可に係る申請手数料の新設

絶対高さ制限が設けられている地域において屋上に太陽光パネルなど省エネ設備等を設置することで高さの制限を超える場合、特定行政庁が構造上やむを得ないと判断し許可した場合は、高さの制限を超えて建築することができるとなりました。この審査事務に係る手数料を新設します。

許可申請手数料：160,000円

## (3) 建築基準法その他法令の一部改正に伴う引用条項のずれその他規定の整備を図ります。

## 3 近隣他市町の状況

兵庫県内の各特定行政庁とも同様の改正予定です。

## 4 施行期日

令和5年4月1日

## 5 参考

### ・低炭素建築物新築等計画の認定とは

低炭素建築物新築等計画の認定とは、低炭素化のための措置が講じられた建築物を建築しようとする者が、低炭素建築物新築等計画の基準に適合するとき、市に申請することができ、認定されることによって税制の優遇を受けることができます。また、認定にあたっては太陽光パネルの設置など再生可能エネルギー利用設備の導入が必須となっています。

### ・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定とは

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定とは、省エネ性能の向上に資する建築物の新築等について、当該計画が一定の誘導基準に適合していると判断できる場合、市が認定を行うことができる制度です。この認定を受けることで、省エネ設備が設置されている部分の床面積を延べ面積の最大10%まで容積率の算定から除外できることとなります。